【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の８第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月17日
【会社名】	株式会社　東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　村上　尚登
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸３番１号
【縦覧に供する場所】	株式会社　東北銀行　仙台支店 （宮城県仙台市青葉区国分町一丁目６番18号） 株式会社　東北銀行　東京支店 （東京都中央区日本橋室町三丁目３番１号） 株式会社　東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取　村上尚登は、当行の第97期第２四半期（自平成28年７月１日　至平成28年９月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

２【特記事項】

特記すべき事項はありません。